

関係各位：

日本における国際観光旅客税の新設について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標題の件につきまして下記の通りご案内させていただきます。

記

- 適用開始日

2019年1月7日(月)以降発券かつ搭乗分より

- ・ 航空券発券時に、航空運賃等とあわせて申し受けます。
- ・ 適用開始日より前に購入された航空券を、適用開始日以降に変更された場合も適用となります。

- 設定額(日本国内全空港)

国際線ご出発のお客さま：1,000円(消費税対象外)

- ・ 大人/小人同額(2歳未満の幼児は非課税)
- ・ 国際線から国際線へのお乗り継ぎで、同一の航空券を使用し、24時間以内に出発するお客さまは適用外となります。

税金の詳細につきましては、国税庁のホームページをご参照ください。

(日本語) <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/kansetsu/kanko/index.htm>

本案内文について不明点などがございましたら、中国東方航空各支店までお問い合わせください。

以上

国内営業所	運航状況	フライト検索・予約	証明書(欠航・遅延)
			

発行には DOCS 入力必須